

令和7年度フォークリフト運転技能講習受講助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部（以下「陸災防」という。）又は福島県労働局長登録教習機関（以下「指定教習機関」という。）主催のフォークリフト運転技能講習（以下「技能講習」という。）を、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）の運転者が受講した場合、協会はその費用の一部を助成することとし、運転者の労働災害防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる講習

会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が令和7年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和8年2月25日までの間に受講した陸災防又は指定教習機関主催のフォークリフト運転技能講習

4 助成金額

- （1） 陸災防で受講した場合、受講者一人につき6,000円
 - （2） 指定教習機関で受講した場合、受講者一人につき4,000円
- 1会員あたり3件を上限とする。

5 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 400,000円

7 助成金の申請手続

別紙の「フォークリフト運転技能講習受講助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

8 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- （1） 国又は公共機関等から助成を受けた（受ける）場合
- （2） 支払い完了を証明する書類（領収書等）の写しが個人名の場合